

会計検査院特定事業主行動計画

平成27年3月30日

会計検査院長

1 目標

本院では、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成17年3月に17年度から21年度までを計画期間とした会計検査院特定事業主行動計画（前期計画）を、22年3月に22年度から26年度までを計画期間とした会計検査院特定事業主行動計画（後期計画）をそれぞれ策定し、これらの計画に基づき次世代育成支援対策を着実に実施してきたところである。

今般、同法が改正されるとともに、同法に基づく新たな行動計画策定指針が定められたこと、女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランスの推進を目的として「会計検査院における女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（平成26年12月24日会計検査院長決定）を定めたことなどを受けて、これまでの計画の実施状況、関連制度等の変化、職員のニーズなどを踏まえて、27年度から32年度までを計画期間とする「会計検査院特定事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。

行動計画は、子育てに関する諸制度の利用促進に係る取組を推進し、より一層、育児休業や育児時間を取得しやすい勤務環境を整備したり、これまでの労働時間短縮対策を更に進め、より一層の超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等働き方の見直しに資する取組を推進して、「子育て」のための時間を確保したりするなどして、次世代育成支援対策を推進していくことを目標に策定したものである。

2 計画期間

行動計画は、27年4月1日から33年3月31日までの6年間を計画期間とし、同期間内において4及び5に掲げる次世代育成支援対策を実施することとする。

3 計画の推進体制

本院では、行動計画を策定するために設置された「会計検査院特定事業主行動計画策定・推進委員会」において、行動計画の実施状況の把握・点検・評価を行うとともに、

必要に応じて行動計画の見直しを行うこととする。なお、点検等の結果及び見直しを行った場合の変更後の行動計画については、これを職員に周知する。

また、行動計画に基づく措置の実施状況を毎年公表することとする。

4 具体的な取組事項

(1) 勤務環境の整備に関する事項

「会計検査院における女性職員の活躍と全ての職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（平成26年12月24日会計検査院長決定）の該当部分によるものとする。

(2) その他の次世代育成支援対策に関する事項

円滑な子育てには、親と子どもの相互理解が重要であると考えられ、親が働いている社会を子どもが肌で感じることは、その相互理解に大いに資するものと考えられる。このことから、社会的にも極めて重要なものである本院の業務及びそこで働いている者の姿を子どもたちに紹介する取組を実施しているところであるが、今後も以下のとおり積極的に実施していくこととする。

① 子ども見学デーの開催

夏休み期間中に「子ども（霞が関）見学デー」を本院においても実施し、本院の業務を紹介するプログラムを用意する。

② 社会科の総合的な学習における本院訪問の受入れ

子どもたちが本院業務を理解する一助とするため、随時、子どもたちの社会科の総合的な学習における本院訪問を受け入れる。